

厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議報告

についての提言

平成24年7月9日

企業年金連合会

理事長 村瀬 清司

今般、企業年金連合会の政策委員会及び各小委員会において、別紙の通り提言を取りまとめていただきました。厚生労働省におかれては、この提言の内容を十分に踏まえて検討を進めていただくようお願い申し上げます。

なお、貴省の検討状況に合わせ、今後改めて具体的提言があることを申し添えます。

平成24年7月9日

厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議報告についての提言

企業年金連合会

政策委員会・厚生年金基金小委員会	委員長 窪田 信幸
政策委員会確定給付企業年金小委員会	委員長 彭城 晃一
政策委員会資産運用小委員会	委員長 川出 龍一郎

企業年金連合会の標記政策委員会各小委員会では、これまでの有識者会議の検討内容に応じて、それぞれの意見を取りまとめて提言を行い、あるいは企業年金連合会を通じ有識者会議の場などでも意見を表明してきた。今般、有識者会議における意見が取りまとめられたことから、改めて政策委員会において議論を行い提言を取りまとめた。当局における今後の具体的な対応に当たり、本提言の内容が反映されることが求められる。特に規制の強化や義務化が制度運営に大きな支障を来すことなく、実質的に企業年金各制度の機能が強化されることが必要である。

なお、厚生年金基金制度の在り方については、厚生労働省が今後試案を作成し、改めて審議会の場合等で議論が行われることになった。当委員会としてもその推移を見ながら制度に関する提言を取りまとめることとするが、今回の有識者会議の経緯でも明らかになったように、代行制度についていたずらに不安をあおるような議論、資料等は、多くの企業年金受給者、加入者、さらには事業運営関係者に風評被害を及ぼすこととなり、受給権を毀損しかねないような被害も現れている。当局における議論、そして資料等の取り扱いは、厚生年金基金制度の機能をいかに強化し、その受給者、加入者をいかに守るかという視点に立って、慎重に行われることを望みたい。特に制度の廃止を前提とした議論には反対である。

記

1. 年金資産運用の自由化を進めてきた当局が、一方で資産運用インフラの整備に関しその役割を十分に果たしてきたか、今回の事件は改めて疑問を突き付けることとなった。
まずもって、企業年金の各制度が安全かつ効率的に運用できるインフラの再整備に具体的に着手するべきである。特に、運用受託機関に対する指導・監督等の一層の充実、そして当局と企業年金の現場の建設的な連携を望みたい。
2. 企業年金に対する資産運用の規制は、実効性のあるものとするとともに、コスト等の負担増とならないようにし、また、ガイドラインの見直しにあたっては、具体的な例示をするなど実務担当の視点からよりわかりやすく、かつ、実践的なものとするべきである。

基金が改正されたガイドラインの内容を「監事監査規程」に反映させる際や、役職員の職務に関する「倫理規程」を策定する際には、当局から具体的な規程の例を示すなど基金の実務に円滑になじむようにするべきである。

運用コンサルタントの選定・採用にあたっては、企業年金が利益相反行為についての確認が容易にできるようその具体的基準や例が示されるべきである。

資産運用委員会の構成員に資産管理運用業務に関する専門的知識や経験を有する者を安易に加えることは弊害もあり、中立性や公平性の視点に留意し、企業年金の主体性が保たれるようにすべきである。

3. 財政運営基準の見直しに当たっては、企業年金の機能を強化し、加入者、受給者のために制度の維持に努力する現場、事業主の気持ちをくみ取りながら行わなければならない。また、前広に情報を発信しつつ行うことが重要である。

財政の健全化を目的として予定利率を引き下げる際に、掛金の引き上げによって対処する場合、掛金負担能力に応じて柔軟に償却することが可能となるよう、従来の償却期間の上限及び下限の見直しが行われるべきである。その際、掛金の引き上げの実施時期については、現在の経済情勢等を考慮して十分な猶予期間を設けるべきである。

また、制度を持続可能とするための方策として、母体企業の経営状況等を踏まえ、現役世代と受給者間のアンバランスが生じないように給付減額の要件を見直すことも必要である。特に指定基金については、例外的に期間を定めて給付減額が行われやすくするなど、財政状況を短期間で改善できる手立てと対応を検討する必要がある。

なお、現行の財政運営基準についても、見直しが必要である。特に、代行給付費の計算に用いられる係数(0.875)の見直しや、いわゆる「期ずれ」を解消することで、最低責任準備金の算出方法を改めて厚生年金保険本体との中立化を徹底すべきである。(「企業年金の財政運営等に関する提言」(平成22年12月15日)参照)

4. 厚生年金基金が解散する場合の基準等の見直しについては、継続を指向する基金とのバランスに留意しつつ、早急に対応すべきである。その際、特例解散において、他の事業主の債務を連帯して負う現在の制度は見直すべきである。

解散命令の発動については、金融情勢の影響を直接受ける資産運用の短期的な実績や財政状況だけで判断するのではなく、基金、事業主、加入員及び受給者の意向を十分に配慮して行われるべきである。

また、厚生年金保険本体への財政的影響のみを考慮するのではなく、加入員や受給者の受給権の保護について常に念頭に置くべきである。

以上